

北海道退職校長会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、北海道退職校長会と称し、事務所を札幌市豊平区月寒東 1 条 1 1 丁目 7 - 3 2 札幌市立あやめ野小学校内におく。

第 2 条 本会は、会員の福祉増進並びに相互の親睦をはかるとともに、主体的に研修をすすめ、あわせて北海道の教育振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦、福祉増進に関すること。
- (2) 年金等の改善、叙勲制度の充実に関すること。
- (3) 会員の研修、生涯学習の振興に関すること。
- (4) 組織の充実強化に関すること。
- (5) 会員に対する情報の提供、交流に関すること。
- (6) 関係機関、団体との連携・協調に関すること。
- (7) その他目的達成に必要なこと。

第 2 章 会 員

第 4 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 北海道の公立学校の校長・園長の職にあった者で、本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納めた者。
- (2) 名誉会員 正会員であって、満百歳（上寿）に達した者。（会費免除）
- (3) 準 会 員 北海道の公立学校の校長・園長の現職にある者で、本会の趣旨に賛同し、規定の会費を納めた者。

第 3 章 組 織

第 5 条 本会は、地区に支部をおくことができる。

支部未設置地区には、連絡員を委嘱することができる。

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名	理 事 長	1 名
副 理 事 長	2 名	事 務 理 事	1 名	理 事	若干名
監 事	3 名				

第 7 条 役員は、総会において会員より選任する。

役員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。理事長は、会務の推進及び渉外にあたる。副理事長は、理事長を補佐する。事務理事は庶務・会計を処理する。理事は、各部に所属し会務を処理する。監事は、本会の経理及び会務の執行状況を監査する。

第 9 条 本会は、総会の承認を得て、顧問をおくことができる。

第 5 章 会 議

第 10 条 本会の会議は、総会、理事会及び支部代表者会とし、会長が招集する。

第 11 条 総会は、毎年 1 回これを開き、会則の変更、役員を選任、活動方針・事業計画、予算・決算の承認、その他重要事項を審議する。必要に応じて、臨時に開くことができる。

第 12 条 理事会は、随時これを開き、会務の執行について協議する。

第 13 条 支部代表者会は、本会の運営について連絡協議する。

第 14 条 本会は、必要により、特別委員会を設けることができる。

第 6 章 会 計

第 15 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 16 条 本会の会費は、総会において決定する。

第 17 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 附 則

第 18 条 会の運営に必要な細則は、理事会でこれを定めることができる。

第 19 条 この会則は、平成29年5月15日から施行する。

制定施行 昭和40年5月24日

改正施行 昭和45年6月14日 昭和52年6月5日 昭和54年5月20日

昭和63年5月21日 平成元年5月27日 平成3年5月23日

平成6年5月20日 平成9年5月15日 平成14年5月15日

平成15年5月15日 平成24年5月18日 平成25年10月15日

平成29年5月15日

慶 弔 規 程

本会の会員に対する慶弔は、次に定めるところによって行う。

1. 慶 祝

- (1) 生存者・高齢者叙勲 祝賀報知
- (2) 長寿（米寿・満百歳）の祝い 寿詞及び記念品

2. 弔 慰

- (1) 会員死亡の場合 弔慰文及び香典または供花（支部と連名の場合）
- (2) 役員死亡の場合 弔辞及び香典または供花

3. 見 舞

- (1) 役員が1か月以上入院した場合 見舞金

4. その他

- (1) 記念品、香典、供花、見舞金の額は理事会で決定する。
- (2) 上記以外は必要に応じて、会長は、理事長・副理事長と協議して対応し、事後の理事会に報告する。
- (3) この規程は、令和6年5月17日より施行する。

制定施行 昭和53年6月1日

改正施行 平成4年2月24日 平成5年5月10日 平成6年5月20日

平成9年5月19日 令和6年5月17日

表 彰 規 程

本会の役員等に対する表彰は、次に定めるところにより感謝状を贈呈する。

1. 創立記念式典において

イ. 歴代の会長（現職を除く）及び会則に定める役員を10年以上、支部長を5年以上在任した者。

ロ. 支部役員を10年以上在任した者。但し、過去に贈呈及び死亡した者は除く。

2. 定期総会においては、会則に定める役員を退任した者。

3. その他、本会の発展に著しく貢献のあった者。

制定施行 平成2年4月6日

改正施行 平成4年2月24日 平成7年1月20日 令和6年5月17日